

令和6年度 スマートフォン・タブレット等の使用規定

令和6年4月7日
生徒指導部

学校が管理する活動でスマートフォン・タブレット等のインターネット端末を生徒が使用する際は、教員の指示や許可を得てから行うことを原則とする。

- ・学校の管理下で使用をする際は、必ず教員の指示や許可が必要となる。
(例) 授業や行事での使用、BLENDアンケートへの回答、緊急時の連絡など
- ・保護者への送迎等の連絡は原則として学校管理外で行うこととするが、教員の許可を得ている場合はこの限りではない。
- ・辞書やカメラ等のアプリケーション機能は、教員の立ち合いや許可があれば使用できる。
- ・学校管理下では使用时以外必ず電源を切り、自己管理を原則とする。
- ・学校の電源を使用し、無断で充電等をする行為は指導対象になる場合がある。
- ・この規定に違反した場合は教員が端末を一時預かり、保護者に受け取りに来てもらう。
- ・学校が管理する活動以外でも周囲への配慮やマナーを意識した使用を心掛けること。